

萩市議会パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市議会のパブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、議会の透明性と公正性を確保し、市民等の多様な意見を的確に把握し反映させることにより、市民等との協働による開かれた議会とする目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く市民等から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する議会の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市政の各分野における政策の基本的な事項等
- (2) 市政に関する基本姿勢を定め、又は市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 議会に裁量の余地が少ないと認められるもの
- (3) 法令その他の規程により、縦覧及び意見の聴取その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの

(公表)

第5条 議会は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ政策等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要及び考え方

(3) 政策等の案に関する資料

- 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 市議会のホームページへの掲載
 - (2) 市議会内における閲覧
 - (3) 情報公開コーナーにおける閲覧
 - (4) その他議長が指定する場所での閲覧
- 2 議会は、パブリックコメント手続を実施する場合は、議会だよりへの掲載、報道機関への発表等により、広く市民等に周知するものとする。

(意見の提出)

第6条 議会は、政策等の案の公表から30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見等を受けなければならない。ただし、緊急その他やむをえない理由があるときは、その理由を公表したうえで、当該期間を短縮することができる。

- 2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が適当と認める方法

- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定)

第7条 議会は、市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 議会は、前項の意思決定を行ったときは、市民等から提出された意見等の概要及び考え方並びに施策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - (1) 賛否のみを記した意見等
 - (2) 当該政策等に内容が合致しない意見等
 - (3) 前条の規定による提出方法又は条件等に反して提出された意見等
- 4 第2項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 議会は、収集した個人情報について議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年3月11日議会告示第2号）に従って適切に取り扱わなければならない。

- 2 議会は、前条第2項の規定にかかわらず、市民等から提出された意見等に議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年3月11日議会告示第2号）に掲げる不開示事項が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(運用状況の公表)

第9条 議長は、パブリックコメントの実施状況を取りまとめ、次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、市議会及び市議会のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 意見募集を行っている施策等の案の名称及び意見募集期間
- (2) 意見募集が終了した施策等の案の名称及び意見募集期間

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に形成過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、議長において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。